

【表紙】

【発行登録番号】 6 - 関東 1

【提出書類】 発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年 2月16日

【会社名】 東京センチュリー株式会社

【英訳名】 Tokyo Century Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 馬場 高一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田練堀町 3 番地

【電話番号】 0570-084390 (代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 原田 敦

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田練堀町 3 番地

【電話番号】 0570-084390 (代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 原田 敦

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行予定期間】 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(2024年 2月25日)から 2年を経過する日(2026年 2月24日)まで

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 400,000百万円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
東京センチュリー株式会社 大宮支店
(埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地 2)
東京センチュリー株式会社 横浜支店
(神奈川県横浜市西区北幸二丁目 8 番 4 号)
東京センチュリー株式会社 名古屋営業部
(愛知県名古屋市中区栄二丁目 1 番 1 号)
東京センチュリー株式会社 大阪営業部
(大阪府大阪市中央区本町三丁目 5 番 7 号)
東京センチュリー株式会社 神戸支店
(兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目 5 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【新規発行社債】

未定

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

未定

(2) 【手取金の使途】

リース物件を含む設備資金、割賦販売物件等の購入資金、貸付資金、有価証券の取得資金、投資資金、運転資金、借入金の返済資金、短期社債の償還資金、コマーシャル・ペーパーの償還資金及び社債の償還資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

- (1) 事業年度 第54期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2023年6月26日関東財務局長に提出
- (2) 事業年度 第55期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年7月1日までに関東財務局長に提出予定
- (3) 事業年度 第56期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2 【四半期報告書又は半期報告書】

- (1) 事業年度 第55期第1四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日) 2023年8月9日関東財務局長に提出
- (2) 事業年度 第55期第2四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日) 2023年11月10日関東財務局長に提出
- (3) 事業年度 第55期第3四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日) 2024年2月9日関東財務局長に提出
- (4) 事業年度 第56期第1四半期(自 2024年4月1日 至 2024年6月30日) 2024年8月14日までに関東財務局長に提出予定
- (5) 事業年度 第56期第2四半期(自 2024年7月1日 至 2024年9月30日) 2024年11月14日までに関東財務局長に提出予定
- (6) 事業年度 第56期第3四半期(自 2024年10月1日 至 2024年12月31日) 2025年2月14日までに関東財務局長に提出予定
- (7) 事業年度 第57期第1四半期(自 2025年4月1日 至 2025年6月30日) 2025年8月14日までに関東財務局長に提出予定
- (8) 事業年度 第57期第2四半期(自 2025年7月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月14日までに関東財務局長に提出予定
- (9) 事業年度 第57期第3四半期(自 2025年10月1日 至 2025年12月31日) 2026年2月16日までに関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2024年2月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年6月28日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録書提出日（2024年2月16日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。なお、当該有価証券報告書等に関する将来に関する事項は、一定の経済状況、産業動向その他様々な前提・仮定及び見通しに基づき判断したものであり、様々な要因により異なる結果となり得る可能性があります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

東京センチュリー株式会社 本店

(東京都千代田区神田練堀町3番地)

東京センチュリー株式会社 大宮支店

(埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2)

東京センチュリー株式会社 横浜支店

(神奈川県横浜市西区北幸二丁目8番4号)

東京センチュリー株式会社 名古屋営業部

(愛知県名古屋市中区栄二丁目1番1号)

東京センチュリー株式会社 大阪営業部

(大阪府大阪市中央区本町三丁目5番7号)

東京センチュリー株式会社 神戸支店

(兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目5番1号)

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項なし